

平成26年度

下期定期監査報告書

帯広市監査委員



帯監査第77号  
平成27年3月27日

帯 広 市 長 米 沢 則 寿 様  
帯 広 市 議 会 議 長 野 原 一 登 様  
帯 広 市 教 育 委 員 会 委 員 長 田 中 厚 一 様

帯 広 市 監 査 委 員 西 田 讓  
帯 広 市 監 査 委 員 秋 田 勝 利  
帯 広 市 監 査 委 員 石 井 啓 裕

定期監査報告書の提出について

地方自治法第199条第4項の規定に基づき、平成26年度に実施した定期監査について、その結果を同条第9項の規定により提出します。

# 目 次

第 1	監査の項目	.....	1
第 2	監査の目的	.....	1
第 3	監査の対象	.....	1
第 4	監査の範囲及び方法	.....	1
第 5	監査の期間	.....	1
第 6	監査の結果	.....	2
第 7	監査結果に関する意見	.....	4

# 定期監査報告書

地方自治法第199条第4項の規定に基づき、次のとおり定期監査を実施した。

## 第1 監査の項目

収入及び支出事務等の執行状況について

## 第2 監査の目的

収入事務は、調定、徴収、滞納整理等の収納状況を含む事務全般について、また、支出事務は、事務事業に係る支出負担行為等の執行状況全般について、関係する法令等に基づき適正に執行されているか監査を行い、効率的な行政運営の確保に資することを目的とした。

## 第3 監査の対象

市民活動部（市民活動推進課、男女共同参画推進課）  
保健福祉部（介護保険課、健康推進課、保護課）  
こども未来部（子育て支援課、青少年課）  
上下水道部（総務課、下水道課）  
学校教育部（企画総務課、教育研究所、南商業高等学校）  
生涯学習部（生涯学習課、文化課、動物園）  
消防本部（総務課、消防課、通信課、警防課、救急課、よぼう普及課）

## 第4 監査の範囲及び方法

### 1 範囲

平成26年4月1日から平成26年9月30日までに執行された事務を対象とした。

### 2 方法

監査を行う歳入及び歳出の項目等については、抽出を行い、対象課から帳簿等の関係資料の提出を求め、これらの書類を審査するとともに、必要に応じて関係職員から説明を受けるなどの方法により監査を行った。

## 第5 監査の期間

平成26年9月24日から平成27年3月25日まで

## 第6 監査の結果

事務処理は適正に行われていた。

### 1 市民活動部

#### (1) 市民活動推進課

特記すべき事項はなかった。

#### (2) 男女共同参画推進課

特記すべき事項はなかった。

### 2 保健福祉部

#### (1) 介護保険課

特記すべき事項はなかった。

#### (2) 健康推進課

特記すべき事項はなかった。

#### (3) 保護課

特記すべき事項はなかった。

### 3 こども未来部

#### (1) 子育て支援課

特記すべき事項はなかった。

#### (2) 青少年課

特記すべき事項はなかった。

### 4 上下水道部

#### (1) 総務課

特記すべき事項はなかった。

#### (2) 下水道課

特記すべき事項はなかった。

### 5 学校教育部

#### (1) 企画総務課

特記すべき事項はなかった。

#### (2) 教育研究所

特記すべき事項はなかった。

(3) 南商業高等学校

特記すべき事項はなかった。

6 生涯学習部

(1) 生涯学習課

特記すべき事項はなかった。

(2) 文化課

特記すべき事項はなかった。

(3) 動物園

特記すべき事項はなかった。

7 消防本部（消防署）

(1) 総務課・消防課・通信課・警防課・救急課・よぼう普及課

特記すべき事項はなかった。

## 第7 監査結果に関する意見

収入及び支出事務全般について監査した結果、事務処理は適正に行われており、全体を通して改善が図られていることが確認できました。

このことは、過去の監査における指摘等を全庁的な課題として、その原因分析と改善に向けた取組の成果と評価いたします。

しかし、本年度においては、上下水道料金の消費税額の誤表示や、臨時福祉給付金の申請書を二重送付するといった不適切な事務処理が相次いだところであり、これら法改正等により新たな事務を行う場合も含め、より一層内部統制機能を発揮されますことを望みます。

今後におきましては、これまでの取組を充実させ、市民から信頼される事務執行に努められますよう期待いたします。